

令和5年10月25日

## 発注者支援業務 公募型プロポーザル 評価要領

本評価要領は、本市が実施する東消防署新築工事に係る発注者支援業務の委託にあたり、受託候補者を特定するための評価点の算出方法、受託候補者の選定方法等を示したものであり、別途公表する「東消防署新築工事に係る発注者支援業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）及び「発注者支援業務公募型プロポーザル様式集」（以下「様式集」という。）と一体のものとして扱う。

### 1 評価概要

業務提案審査として、業務提案書（ヒアリングを含む。）の内容をもとに、募集要領等に基づく各種書類の提出を応募者に求め、評価要領による審査を行い、受託候補者を特定する。

なお、本プロポーザルの評価は、東消防署新築工事に係る設計・施工一括発注に係る業務委託事業者選定会議（以下、「選定会議」という。）が実施する。

### 2 評価基準

#### (1) 評価項目及び配点

評価項目	評価内容	配点	小計
取組体制・方針の評価			
①応募企業の実力	応募企業の同種又は類似業務の実績	5点	25点
②担当チームの能力	管理技術者の同種又は類似業務の実績	7点	
	主任技術者の同種又は類似業務の実績	5点	
	照査技術者の同種又は類似業務の実績	5点	
	主任技術者の繁忙度（手持業務量）	3点	
③担当チームの対応	業務実施にあたっての体制及び留意事項	20点	60点
	D B 事業者の選定方針	25点	
	工程計画	15点	
価格提案の評価			
④本業務を実施するにあたっての見積額に応じて算定		15点	15点
合計点		100点	

応募者の最終得点は下記のとおりとする。

$$\text{最終得点} = (\text{①} + \text{②} \text{合計審査得点} + \text{市内加算}) + (\text{③} + \text{④} \text{合計審査得点})$$

市内加算とは①+②合計審査得点に元請が市内事業者であれば 10%、準市内事業者であれば 5%を乗じた加算を行う。

選定終了後、受託候補者名は応募者名と最終得点、次点候補者及び 3 位以下の応募者は最終得点のみ公表する。

### 【同種又は類似業務の定義】

同種業務：平成25年10月25日から公示日までに契約履行が完了した業務のうち、デザインビルド（以下「DB」という。）方式による設計業務・建設工事の事業者選定に係る発注者支援業務をいう。この場合のDBには、基本設計からのDBも含むものとする。

類似業務：平成25年10月25日から公示日までに契約履行が完了した業務のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づくPFI事業の事業者選定に係る発注者支援業務、又はコンストラクションマネジャー（以下「CM」という。）（日本コンストラクションマネジメント協会の認定コンストラクションマネジャーの資格を有する者）を配置して行う公共建築物整備の事業者選定に係るマネジメント業務（CM業務）をいう。

### (2) 評価の視点

評価内容	視点
応募企業の同種 又は類似業務の実績	
管理技術者の同種 又は類似業務の実績	・同種又は類似業務の経験があるか。
主任技術者の同種 又は類似業務の実績	
照査技術者の同種 又は類似業務の実績	
主任技術者の繁忙度 (手持業務量)	・本業務委託にどの程度専念できるか。
業務実施にあたっての 体制及び留意事項	・本業務委託を実施するにあたって必要となる検討内容を分析した上で、業務実施に有効な体制を提案しているか。
DB事業者の選定方針	・実施設計及び建設工事を円滑に進めていくため、技術革新や設計変更対応等、DB発注時には想定できない課題等について示されているか。 ・具体的かつ示唆に富んだ記述がなされているか。
工程計画	・DB事業者の選定スケジュールと市が実施すべき業務が、無理なくかつ適切に設定されているか。 ・本業務委託の作業ボリュームを検討した上で、選定スケジュールとリンクした本業務委託の実施スケジュールが検討されているか。 ・本業務委託の工程管理のポイントが明示されるとともに、有効な工程管理方法が具体的に示されているか。

### (3) 評価区分

#### ◆ 取組体制・方針の評価

各評価項目の評価区分に応じて〔配点×乗率〕を算出して評価点とする。

評価区分	評価内容	乗率
A	提案内容が優れている	1.0
B	提案内容がやや優れている	0.8
C	提案内容が普通である	0.6
D	提案内容がやや劣っている	0.2
E	提案内容が劣っている	0

#### ◆ 価格提案の評価

提出された価格提案書の提案額に基づき、以下の算定式により算出した点数を評価点とする。（小数点第2位を四捨五入）

$$\text{価格評価点} = 15 \text{ 点} \times (\text{委託金額の上限額} - \text{提案額}) / (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格})$$

- 最低価格は、最も低く提案された提案額をいう。
- 提案額が、市が別途定める下限額を下回った場合は、下限額を最低価格及び提案額に置き換えて算出する。
- 提案額が委託金額の上限額を上回る場合は失格とする。

### 3 受託候補者の特定方法

選定会議の各委員の評価点の平均点（100点満点、小数点第一位を四捨五入）の最も高い者を受託候補者として特定する。ただし、評点が同一の場合は、業務提案のうち、担当チームの対応に係る評価点が高い者を上位者とする。さらに、担当チームの対応に係る評点についても同一の場合は、選定委員の合議をもって受託候補者を特定する。

なお、審査の結果、評価点が最低基準点（60点）に満たない場合は、受託候補者の選定対象としない。

以上